

令和5年度第1回

板橋区情報公開及び個人情報保護審議会

会 議 録

板橋区総務部区政情報課

令和5年度第1回板橋区情報公開及び個人情報保護審議会

- 1 開催年月日 令和5年7月11日(火)
- 2 開催場所 板橋区役所北館11階 第三委員会室
- 3 審議会委員
- | | |
|-----|------------|
| 会 長 | 佐 藤 信 行 |
| 委 員 | 高 木 祥 勝 |
| | 河 野 雅 子 |
| | 真 野 英 人 |
| | 高 野 淳 美 |
| | 浅 野 衣理奈 |
| | 内 田 けんいちろう |
| | 小 林 おとみ |
| | おばた 健太郎 |
| | 尾 科 義 彦 |
| | 中 川 修 一 |
- 4 事 務 局 総務部長
区政情報課長
I T推進課長
- 5 所 管 課 介護保険課長
土木計画・交通安全課 交通安全係長

午後2時 開会

○区政情報課長 皆様、こんにちは。お時間となりましたので、令和5年度第1回板橋区情報公開及び個人情報保護審議会を始めたいと存じます。

その前に、委員に交代がございましたので、最初の進行を事務局でとり行わせていただきます。

審議に先立ちまして、新たに委員になられました方に、坂本区長から委嘱状及び発令通知書をお渡しいたします。

委員におかれましては、お席にてお待ちしております。

—————委嘱状交付—————

○区政情報課長 それでは、坂本区長から、ご挨拶を申し上げます。

○区長 皆様、こんにちは。大変、今日は暑い中、また、お忙しい中、お越しいただきまして誠にありがとうございます。また、皆様には、板橋区政にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

板橋区情報公開及び個人情報保護審議会の開催に当たりまして、ただいま新たに選任されました審議会委員の委嘱と発令を行いました。

5名の委員の皆さん方におかれましては、審議会への一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

さて、情報公開制度、個人情報保護制度についての運用についてに関しましては、区が保有する公文書の公開の請求に基づきまして提供しております。このうち、令和4年度の情報公開制度に基づく開示件数については、2,313件と、前年度と比べまして17.5%の増加となっております。

内容については、建築事業者や飲食業など、事業者の活動に伴う請求の増加が見られております。制度が、新型コロナウイルス感染症が収束に向かう中において、社会経済活動の再開と関連いたしまして運営されている一面と感じております。

また、個人情報保護法の改正に伴いまして、地方公共団体に直接適用されております。

板橋区においては、板橋区個人情報保護条例の改正等の規定の整備を図りまして、4月から施行されております。

審議会の運営も含めて、後ほど説明がございましたけれども、この審議会には、引き続き、個人情報の適正な収集や利用などについて審議を願いたいと考えております。

今日の審議会においては、議題1件の他に、報告事項5件についてご報告をさせていた

できます。

委員の皆様には、今後とも、さらなるご審議を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますけども、板橋区情報公開及び個人情報保護審議会の委員の皆様のご健康とご活躍をお祈り申し上げて、私からの挨拶とさせていただきます。

今日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

○区政情報課長 それでは、今年度第1回の審議会でもございます。委員の方も変わられておりますので、お手元の資料7に基づきまして、名簿の順に沿って、改めて審議会委員の皆様をご紹介させていただきます。

—————委員 紹介—————

○区政情報課長 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

大変申し訳ございませんが、区長は、次の公務のため、ここで退席となります。よろしくお願ひいたします。

○区長 ありがとうございます。

(区長 退席)

○区政情報課長 なお、事務局に人事異動がありましたので、ご案内いたします。

総務部長の尾科に代わりまして、田中が総務部長に着任いたしました。

○総務部長 田中でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○区政情報課長 IT推進課長の加藤、それから、区政情報課長の私、大橋につきましては異動はございません。

以上が事務局でございます。引き続き、よろしくお願ひいたします。

それでは、資料のご確認をお願ひいたします。

配付資料は、次第に記載のとおりでございます。

資料につきましては、事前に郵送させていただいておりますが、資料の過不足等がございましたら、事務局にお申しつけください。よろしいでしょうか。

それでは、これからの会議の進行につきましては、佐藤会長にお願ひしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

○会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまから令和5年度第1回情報公開及び個人情報保護審議会を開会いたします。

本日は、傍聴の希望はおられなかったというふうに報告を受けております。

さて、そこですけれども、本日の議題は個人情報保護制度に基づく個別報告事項が1件と報告事項が5件ございます。

次第の順番が前後いたしますけれども、当審議会の所掌事項に関係することですので、まず、当審議会の会長でございます私の方から、報告事項1、改正個人情報保護法、個人情報保護法施行条例、改正情報公開及び個人情報保護審議会条例の施行について、まず、ご報告するところから始めたく存じます。

お手元の資料の2-1と2-2をご覧ください。

この審議会は、昨年度からずっと続いて開会しているものでございますけれども、この4月1日以降、法律上、条例上の位置付けが若干変更になっております。

と申しますのは、今年の3月31日までは、当区には個人情報保護条例という条例がございまして、この条例に基づく個人情報保護制度というものを運用しておりました。

当審議会は、この当区の個人情報保護条例とセットであります審議会設置のための条例というものに基づいて置かれている組織であるわけですが、この二つが連動いたしまして、具体的には、当区が行う個人情報保護施策について、様々な事前の意思決定といったところについて、区長に諮問機関として意見を申し述べるということをやってまいりました。

例えば区の行政において新たな施策を行うと、そういったことがしばしばあるわけですが、その施策に伴って個人情報の取り扱いについてリスクがあるというふうな考えられた場合に、そのリスク評価とそれに対する対応策というものが十全なものであるかどうかということをご議論いただいて、それに基づいて、条例上の様々な規制措置というものを適用しないと、今回は例外として認めるという結論になったり、場合によっては、いや、これはやめた方がよろしいというふうに答申申し上げたりというようなことをしてきたわけでございます。

ところが、国の法律が改正になりまして、従来、日本には約1,700少しの地方公共団体というものがあるわけでございますけれども、それぞれが定めておりました個人情報保護条例ではなく、国会制定法でございます個人情報保護法というものが直接全ての地方公共団体に適用されるというふうになりました。

結果といたしまして、当区は、従来、制定しておりました個人情報保護条例というものを廃止いたしまして、それに代えて、国の個人情報保護法を当区において施行するための必要な事項を定めるという個人情報保護法施行条例というものを新たに制定するというこ

とになったわけでございます。

この結果、何が変わったかと申しますと、基本的には、この国の法律の考え方では、行政機関、例えば当区では、今、退席されました区長が当区の行政庁として様々な活動をされるわけですが、こういった行政機関が活動するに際して、事前に当審議会が様々な意見を申し述べるということをやっていたわけですが、新しい法律の下では、基本的には、それは各行政機関が自らの責任において行うということとなるという仕組みになりました。

これは、国の行政機関が様々な行政施策を行うについて、事前に、国には当審議会と似たようなものとして個人情報保護委員会という組織があるんですけども、ここに一々個別の行政活動についてお伺いを立てるということは量的にも極めて困難であるということから、そういう仕組みを採用していなかったわけですが、それと同じ仕組みに地方公共団体の方も足並みをそろえるというようなことが考えられたということになります。

もう一つの問題は、この個人情報保護法という法律全体の言わば運用に責任を持つモニタリング機関としては、ただいまご紹介いたしました国の個人情報保護委員会というものがございすために、それと、各地方公共団体が独自にモニタリング機関を設置した場合には、複数のモニタリング機関が併存し、それぞれの申し述べる意見に違いがあった場合に、区長としてはどちらに従っていいかが分からなくなると。

国の委員会の指示に従うべきなのか、当審議会の指示に従うべきなのかということで、様々な実務的問題があり得るというようなことが懸念されまして、従来型の事前に個別の行政施策について、個人情報保護、プライバシー保護の観点から当審議会が意見を申し述べ、それに基づいて行政機関が行政活動を行うというやり方は、一旦、清算、終了するという事になったということでございます。

しかしながら、各地方公共団体というものは、国の行政機関と異なりまして、極めてセンシティブな個人情報を持っております。国、都道府県、市町村というふうに考えた場合、この国に暮らしている市民、国民の直接的な個人情報というものを管理しておりますのは、実は基礎自治体でございまして、都道府県でもなければ、国でもございません。

そういたしますと、各地方公共団体、とりわけ基礎自治体の役割というのは非常に重要でございますし、そこにおける個人情報取扱施策、あるいはプライバシーに関する取り組みというものは、他のレベルの政府、都道府県政府や、あるいは国の政府と質的にも量的にも異なるセンシティブさというものが求められるということは依然として変わるもので

はありません。

そこで、各地方公共団体は様々な工夫をするということをしまして、当区におきましても、所管課でございます区政情報課等々を中心といたしまして、条例改正に際して、できる限り、当区が基礎自治体という立場において、個人情報保護、プライバシー保護をなお一層強化しなければならないということが発揮できるように、そういった役割をきちんと果たせるように、制度を維持していくということを考えていただいたということになります。

このような方向での条例改正につきましては、既に当審議会におきましても議題として取り扱い、その方向性での条例改正というものを願いますということをしてきたわけでございます。

結果といたしまして、当区におきましては、当審議会を廃止はしないと、そのまま存続するということになりました。ただ、先ほどご紹介いたしましたような国の法律の設計上の課題というものが残りますために、従来のように、個別の行政施策について、事前に諮問をいただき、そこに対して答申という形でお答えをするというやり方ではなく、タイムラインで言えば事後的、しかしながら、できるだけ近いタイミングでご報告をいただくという形で課題を明らかにし、そこで事後的な検証ということではありますけれども、意見を申し述べることによって、区長及び他の行政機関の個人情報保護及びプライバシー保護の施策に資するというをお願いするというやり方をしたいというふうに考えているわけでございます。それが、本日の議題で申し上げますと、「個別報告事項」というふうに呼んでいるものでございます。

これは、議題として「個別報告事項」というのと、それから「報告事項」というのがありまして、大変分かりにくいのですけれども、ここでいう個別報告事項という議題が、この3月31日までであれば、事前の諮問事項として諮問され、それに対して事前に答申を申し上げるというやり方で運営していたものでございます。

これを当審議会では、今後、「個別報告事項」という言い方で、他の一般的な報告事項、個別性を持たないものとは区分して上げるということをしていきたいというふうに考えております。

実は、このやり方については、国の個人情報保護委員会が、一時、そのようなやり方で運用することはまかりならんなどという、地方自治法の本旨に全く反するような、ここは録音されておきまして文字が起りますが、一向に構いませんので、そのまま起こしてく

ださい。大変けしからんことを言っていたのでございますが、これは当然ながら、地方自治法の解釈権というのは各自治体にあるわけでございますから、当区としては、区長の了解の下、これをなお行うということで私は会議体の運営をしていきたいというふうに考えております。ぜひ、委員の皆様方にも、この点、ご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げる次第であります。

それとは別に、制度運用の全般的な課題といったものは当然ございますので、それについては、従前からの報告事項というものとして、引き続き、取り扱うということをしていきたいというふうに考えております。

というような形で、これまでの会議体とは運営がやや異なってくる点がございますけれども、できる限り、区民の皆様方の個人情報保護、プライバシー保護というものに資する、そういった自主的な機能というものを維持していくということを第一に、会議体の運営に努めていきたいというふうに考えております。

以上、私の方から、法令の改正に伴います当審議会の若干の運営のあり方の変更ということについてご報告申し上げました。これにつきましては、私の会長としての所見を含む報告ですので、事務局に報告を求めずに、私から直接ご報告申し上げるということにいたしました。もしご質問、ご意見等ございましたら、ぜひ承りたく存じます。

いかがでしょうか。

じゃあ、どうぞ、小林委員。

○小林委員 初歩的なことを伺いますが、つまり、今度、この審議会では、かつてあったような賛否を問う議決みたいなことを問うような議案は一切なくなるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○会長 報告を了承するかしないかについて、議決を取っちゃいけないというルールはありませんから。

○小林委員 なるほど。

○会長 それは案件によっては、この報告を了とできないというご発言をいただければ、それに基づいて議決をして、数字を記録に残した上で、報告をどう処理したかということとは十分にあり得るというふうに考えております。

○小林委員 分かりました。

○会長 高木委員、お願いいたします。

○高木委員 大変明快な説明ありがとうございました。これが公表された暁には、私はち

よっと資料として使わせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。なかなかこの点につきましては、先ほど申し上げましたように、個人情報保護委員会が、二つのアドバイザリーボード的なものが併存することによって行政が混乱するということをお大変強く懸念されて、国法に基づく制度である以上、自分たちが責任を負うのだということから、当審議会のタイプの機関というものが存続すること自体について疑義があるというようなことすら言っていた気配がございませうけれども、やはり、もう地方自治の考え方からすれば、そんなばかなことを許してはいけないというのが基本だと考えておりますので、ぜひともよろしくご協力賜ればと存じます。

それでは、今、お二方からご発言とご質問を賜りまして、ありがとうございます。

他になければ、議題の方に入っていくたく存じます。

それでは、議題に戻りまして、個人情報保護制度に基づく個別報告事項、指定管理者による公の施設の管理運営に関する業務の一部変更について、事務局から説明をお願いいたします。

○区政情報課長 ご説明をいたします。資料1をご覧ください。

個人情報保護制度に基づく個別報告事項、指定管理者による公の施設の管理運営に関する業務の一部変更についてのご説明をいたします。

おめぐりいただいて、1ページ目をご覧ください。

1、当個別報告の根拠は、今、会長からご説明がありました個人情報保護法施行条例第8条第2項によるものと、情報公開及び個人情報保護審議会条例第2条第3項によるものでございます。

内容です。

2、個別報告事項についてです。

指定管理者による公の施設の管理運営に関する業務のうち、駐輪サービス利用に係る利用料の減免手続における証明書類の管理方法について、紙媒体での管理からクラウドサービスの利用によるデータでの管理へ変更するため、指定管理者による公の施設の管理運営に関する業務の一部を変更するというものです。

3、個別報告の内容です。

令和5年4月1日から自転車駐輪場管理業務を指定管理者に行わせておりますが、駐輪サービスを利用者がインターネット上から、駐輪場検索、定期利用申し込みができるシス

テムを導入しております。

利用者申込システムは、クラウドサービスを利用しており、これまで駐輪サービス利用に係る利用料の減免手続における証明書類の提出については、障害者手帳など、要配慮個人情報が含まれることから、障害者手帳の写しなどの紙媒体を郵便により求めておりましたが、手続の完了には1カ月ほどを要しておりました

このことから、利用者の利便性を図るため、クラウドサービスを活用して、利用料の減免手続において必要な障害者手帳等の情報を画像データで受領することにいたしました。

については、クラウドサービスで要配慮個人情報を取り扱うこととなりますので、当審議会への個別報告をするというものでございます。

なお、駐輪場検索定期利用申し込みができるシステムのうち、利用料の支払いシステムの利用につきましては、既に平成30年の第2回保護審議会で承認済みでございますことを申し加えます。

4、指定管理者が取り扱う個人情報の項目を列挙しております。

(1) 利用者申込システムに記録する個人情報の項目。

利用者番号、氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、メールアドレス、学校等情報、生活保護受給情報、中国残留邦人等支給情報、児童扶養手当等受給情報、障害等情報、シルバークレジット情報、支払番号、利用料額、決済結果、決済日等がでございます。

下線部の項目は、利用料減免手続に利用する個人情報の項目となっております。

そして、(2) 利用料支払いシステムに記録する個人情報の項目です。

利用者番号、支払番号、利用料額、決済結果、決済日、クレジットカード情報などです。

これも下線部の項目が利用者申込システムへ連携される項目でございます。列挙したものです。

5番のシステム全体図なんですが、2ページおめくりいただきまして、5ページの横長の資料をご覧ください。

こちらの一表が利用者申込システムの全体像となっております。

左上の駐輪場利用者、利用申込者が、いわゆる区民の利用者に該当する方でございますが、申込手続減免申請をするに当たりまして、右の箱、利用者申込システムクラウドサービスに向けてインターネット回線を通じてアクセスする手続となっております。

クラウドサービスを利用するに当たっては、一番右のクラウドサービスの吹き出しをご覧ください。

I S M A P 登録、I D ・ パスワード認証などが書かれておりまして、このような個別の保護措置を取って情報を管理しております。

併せて、下の箱をご覧ください。

指定管理者でございます。指定管理者に勤務する事務員、また、コールセンターの職員についても、この利用申請や減免申請の情報についてアクセスすることになります。

この際、このクラウドサービスにアクセスするに当たっては、I P アドレスの制御など、保護措置を講じた上で運営するという運びとなっております。

また、左下でございます利用料支払いシステムのクラウドサービスもございます。利用の申請に当たりまして、決済情報、いわゆるカード情報を入れた上で運営することとなっております。こちらにおいてもI D ・ パスワードの認証決済結果情報のみのA P I によるデータ送信などの保護措置を講じた上で運営をするものでございます。

こちらについては、先ほどもご説明しましたが、平成30年の第2回保護審議会において承認をしているものでございます。

ページをお戻りください。

2ページの6でございます。

この事業の指定管理者の事業者でございます。

芝園開発株式会社でございます。こちらの会社におかれては、プライバシーマーク及びI S M S の取得事業者でございます。

7番、個人情報の保護措置。

先ほど全体のモデル像の中でありましたものを個別に列挙しているものです。

(1) 指定管理者に当たっては、秘密の保持、個人情報保護管理体制の整備、委託の原則禁止、目的外利用及び外部提供の禁止、研修の実施、複写及び複製並びに持ち出しの禁止、パソコン等の利用、自己点検の実施、立入検査及び調査、事故発生時の報告など、個人情報の保護に関する特記事項を明記の上、協定書を取り交わす。

(2) 利用するクラウドサービスは、I S M A P クラウドサービスに登録されていること、またI S M A P クラウドサービス登録が有効であること。

I S M A P について、用語を説明いたします。

3ページの下、アスタリスクの4番をご覧ください。解説がございます。

こちらは、政府が求めるセキュリティ要件を満たしているクラウドサービスをあらかじめ専門家などにより評価・登録することによって、政府のクラウドサービス調達における

セキュリティ水準の確保を図っております。それによって、クラウドサービスの円滑な導入に資することを目的とした制度でございます。

対象のクラウドサービスは、リストになってデジタル庁のホームページなどでも公表されているようなものでございます。

続けて、2ページに戻ります。

(3) インターネット回線を用いたデータ送受信を行う際は、SSL通信によりデータの暗号化を実施するとともに、通信経路にはファイアウォールを設置することで不正アクセス及び進入を防止するというものです。

こちらもSSL通信について説明がございますので、ご覧ください。

3ページの一番下です。

インターネット上でやり取りされるデータの「盗聴」「改ざん」「なりすまし」を防止するための暗号化プロトコルでございます。暗号化通信では、インターネット上でやり取りされるデータが途中経路で第三者に悪用されないよう、サーバ証明書を利用して、決まった規則に従い、データの暗号化(変換)と復号(元に戻すこと)を実施しておるものでございます。

再び、2ページにお戻りください。

(4) です。指定管理者が使用する端末にはウイルス対策ソフトを導入し、脆弱性診断を実施する。また、同端末には個人情報記録しない。

(5) 利用者申込システムへ格納するデータは暗号化し、情報漏洩・紛失の事故防止策を講じる。また、システムの利用状況を記録し、分析可能なアクセスログの収集を行い、不正アクセス、またはデータが改ざんされていないか、監視する。

(6) クラウドサービスにおける利用者申込システム及びデータは、他の団体組織から干渉されない論理構造、構成を持つものとする。

(7) システムのリモート保守を行う際は、個人情報は取り扱わないこと。

(8) 指定管理者における利用者申込システムの利用に当たっては、ID・パスワードを設定し、操作が可能な職員を限定する。また、IDにはアクセス権限を設定し、必要な情報のみ閲覧・操作が可能となるよう制御する。コールセンターの職員は、ID・パスワードのほか、静脈認証も実施する。

(9) 駐輪サービス利用に係る利用料の減免手続における証明書類については、申し込み月の翌々月の月末にデータの消去を実施する。また、指定管理者協定終了時には、デー

タ消去や消去確認の方法を区に説明した上で、データ消去ソフトウェアによる全データの消去を実施し、データ消去実施証明書を提出するとなっております。

8番、実施でございます。

令和5年7月1日から既に実施されておるものでございます。

3ページです。

9番、担当課でございます。

土木計画・交通安全課が担当しております。

最後、10番です。

こちら、参考として、駐輪場利用者の契約者数などの実数並びに予測値などが明記されております。ご確認いただければと思います。

説明は以上でございます。

○会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、よろしくお願いたします。

なお、この点は前と変わりませんが、関係の職員の皆様にご出席をいただいておりますので、質問の内容によりましては、関係の皆さんからお答えいただくということになるかと存じます。ということで、いかがでございましょうか、ご質問、ご意見。

じゃあ、小林委員、どうぞ。

○小林委員 簡単に、事業の内容なんですけれども、今回、この障害者手帳の写しなどの紙媒体を郵送ではなくクラウドでできるようにするというのですが、従来どおりの郵送の手続も残しているということでよろしいのでしょうか。

○会長 どうぞ、担当係長かな。

○交通安全係長 交通安全係長です。従来どおりの郵送も残してあります。

○会長 よろしいですか。他の方はいかがでございましょうか。

どうぞ、では。

○おばた委員 すみません、じゃあ、1点だけ。ありがとうございます。

個人情報の項目でクレジットカード情報なども記載があるんですけども、これはデータとして保持するところは暗号化された状態になっているのかということと、ご説明の中で作業者はこのデータを取り扱わないというような記述があったかなと思うんですけども、実際に閲覧をすることは可能なのでしょうか。その2点です。

○会長 これはどうしますか。どなたからお答えいただけますか。原課でよろしいですか。じゃあ、お願いします。

○交通安全係長 クレジットカードの情報なんですけども、具体的に利用者の申し込みサービスの方については、クレジットの情報については、具体的な番号とか、利用申込システムではなくて、利用料金支払いシステムの方にクレジットカードの情報とかは保持されているもので、今お話ししている利用申込システムの方には連携はされないものでございます。

情報については。

○会長 よろしいです。じゃあ、区政情報課長からちょっと。

○区政情報課長 ちょっと補足をさせていただければと思います。

○会長 補足させていただければ。

○区政情報課長 事前に所管の課とは協議をした上でこの変更については関わっておりませんので、補足させていただきます。

資料の1の1ページ目の下にございますとおり、このシステムに記録する個人情報の項目として下線が引かれていないところに当たっておりますクレジットカード情報につきましては、上の申し込みの個人情報のところとの連携はいたしておりませんので、直接、事業者がクレジットカードの番号を把握するという事はないと聞いております。

○会長 1点、ちょっと補足して、ついではですから、させていただきたいのですが、この利用料支払いシステム（クラウドサービス）というのは、当区、あるいは今回のこの指定管理の芝園開発が運用している仕組みではなくて、いわゆるインターネット上に一般に存在しているクレジットカードの決済システムのことを指していると、そういう理解でよろしいですか。

○区政情報課長 はい。

○会長 そうしますと、お金の支払いについては既存の決済システムの方を借りてきて、そこで支払いができるよという情報が答えとして返ってきたら、その答えだけを芝園開発経由で当区は受け取ると、そういう情報の流れという理解でよろしいですか。

○区政情報課長 はい。

○会長 すみません、補足させていただきました。ということでございます。

○おばた委員 なるほど。ありがとうございます。理解いたしました。では、その点は理解いたしました。

今回、その下線がついている部分なのか、現在、開発を行っているデータについては、これはいわゆる平文といたしますか、そのままのテキストデータで入っているのか、それとも、暗号化された状態でデータベースに保存されるのか、これはお分かりですか。

そこだけ、最後、お聞かせいただけたらと思いますが。

○会長 はい、どうぞ。

○IT推進課長 IT推進課長です。今回、クラウドサービスで情報を管理するという形になりまして、スマホ登録・制度がなくなった必須要件の中でやるという形になりますと、管理基準としては、このセキュリティの関係は明確には公表されておりませんが、通常クラウドサービスにおいては、データベース上、暗号化されているというのが通常ですし、私どもの方も、そこはクラウドサービスを使う中で安全確認をするということになっておりますので、通常は暗号化されているという認識でございます。

○会長 なるほど。よろしいですか。

○おばた委員 はい。分かりました。大丈夫です。ありがとうございました。

○会長 おばた委員、ありがとうございました。

どうぞ、高木委員。

○高木委員 初歩的な質問で申し訳ございません。ここの駐輪場というのは、具体的にどこにあるんですか。

○交通安全係長 区内全体ですと、70カ所ございます。そのうちの、今回、このシステムの対象になるのは42カ所でございますね。

○高木委員 重ねて、すみません。よろしいですか。

○会長 どうぞ、委員。

○高木委員 区営と分かるように出ているわけですか、その場所が。

○会長 場所。

○高木委員 じゃあ、もうちょっと具体的なやつで、赤塚新町辺りにありますか。

○交通安全係長 下赤塚駅周辺にはございません。成増駅、あと、東武練馬の駅にございます。

○高木委員 分かりました。

○会長 ありがとうございました。他はよろしゅうございますか。

どうぞ、委員。

○浅野委員 私が委員になる前に既に討議されたものかとは思いますが、紙媒体

での管理というのも併用されるということで、紙でお預かりした方の情報というのはどういった方法で管理されるのでしょうか。

○交通安全係長 紙媒体につきましては、ファイリングした上で、事務所の方で鍵付きのキャビネットで、板橋専用のキャビネットを用意していただいて、そこに保管させていただきます。

そこは事務所なんですけど、年度末に、一度、書類を保管箱に移し替えて、本社の方に移して、もちろん施錠できる場所なんですけども、本社に移すような形になります。

そこで保管期限、大体2年たった後に、最後は溶解処分をとる形になっております。

○浅野委員 紙を運搬するときのセキュリティについて、少し以前から疑問に思うところが多かったもので、所轄のところから本庁の方に移す場合の運送中の紙の紛失とか、そういうものに対しては対策をされているのでしょうか。

○交通安全係長 そうですね。まず、運搬については、もちろんトラックで運ぶときには、何というのでしょうか、施錠というか、きちんとコンテナになっているようなもので運ぶので、途中で落ちないような形で運搬させていただいております。

○浅野委員 ありがとうございます。

○会長 今、浅野委員からの庁内文書の運搬一般についてちょっと不安というご発言がございましたので、区政情報課長の方から、庁内における庁舎間の書類の運搬を少し一般的な形でご紹介いただけますでしょうか。

○区政情報課長 庁内の書類の移動に関しましては、交換便というような形で、所属から所属、施設から施設という形で、一つの契約の中で運搬をしております。

ファスナーのついたバックに書類を入れるに当たっても、ファイルに入れたりだとか、封筒に封をしたものを入れたり、そういったチェックをした上で、こういった資料、書類が行き来しているというのが長く運営されてきた運用の仕方になっております。

これに当たっては、例えばそういった情報の価値というか、注意喚起も含めて、全庁的に強化月間を設けて職員の意識を高めたり、そういった取り組みを続けていながら運営をしているというのが実態でございます。

○会長 浅野委員、追加のご質問があれば。

じゃあ、どうぞ。

○浅野委員 紙媒体だったんですけども、私、この指定管理者の事務所で指定管理者のコールセンターをやっているのかと思っていたんですけど、庁舎内なんですか。

今回のこの書類に関して、その紙媒体も含め、保存したり、移動したりというのは、事業者さんの、つまり庁舎内ではない、事業者さんの事務所じゃなくて、庁舎内なんですか。

○会長 ごめんなさい。今、私が区政情報課長に伺ったのは、追加的に庁舎間の移動でしたけども、今回のこれは事業者における区の専用区画というのが先ほどのお答えでしたね。

○浅野委員 ありがとうございます。すみません。

○会長 追加、よろしいですか。

○浅野委員 運搬されるトラックの業者というのは、特に運搬上の何か個人情報保護や、そういった非常にデリケートな個人情報がたくさん載っている書類を運ばれると思いますので、その業者の指定に当たりましては、例えばこちらにありましたようなPマークを取得しているような業者とか、そういった選定の条件というのは何かあるんでしょうか。

○交通安全係長 そうですね。運搬についてはセキュリティ便というもので運んでおりますので、その点をご安心かと思えます。

○浅野委員 特に業者に対しては、何か選定の基準があるということではなく、セキュリティ便という、何か保証されたような便があって、それに乗せているという解釈で間違いないでしょうか。

○交通安全係長 はい。それはそうです。

○浅野委員 承知しました。

○会長 よろしいでしょうか。

他に追加のご発言等がなければ、本件については以上としたいのですけれども、先ほど小林委員からもご指摘がございました。

従来ですと区長の諮問に対して答申という形でお答えをするということでございましたので、基本的にはよろしゅうございますかという形で私がお諮りして、通常であれば、全会一致で、ご議論がある場合には、数をお示しして、承認する、承認しないということ、あるいは、場合によっては条件を付して承認という形でやってきたわけでございますが、新しい法律及び条例の下では、既にこれは7月1日から始まっているものについて定期的にご報告いただくということで、直近のところでご報告いただくということになっております。

そういたしますと、基本的には、これは区の実施機関において既に実施しているものについて、個人情報保護、プライバシー保護の観点から、当審議会にまずはご報告いただくということ自体が意味があります。

と申しますのは、当審議会の議事録はそのまま文字起こしされて、Webサイトで公開されますので、区民の皆様から見ると、どういった制度が新しく始まったのかということを中心に詳細にご覧いただけるということになる、これが1点です。

ただ、やはりこういった議論を通じて、ここにリスクがあるということが明らかになった場合には、それはやはり意見として申し上げることが必要かと思えます。

そこで、今回の新しい条例の下では、私の会議の運営の仕方として、基本にご報告を承りましたことについては、裁決等を行うということは原則としてはしないと、ご報告を承りましたということで、ご質問、ご意見が一段落したところで、では、本件についてはという形で終結させるということにしたいと存じますが、ただ、なお特段に意見を申し上げるべきことというものがあるというご発言があった場合には、それについて、これを特段の意見として、会長から実施機関に申し上げるべきことかどうかについて追加のご発言を求め、そして、それについては、この会議体から実施機関に意見を申し上げるということについてのこの会議体の権限の問題ですので、それについては議決の対象とするという形で議事を進めるという形で運用したいと考えますが、新しい会議体の運用の仕方でございますので、これが第1号案件なんですけれども、そういったような運用の仕方ではいかがでございましょうか。よろしいですか。

(異議なし)

○会長 はい。先ほど小林委員からもご指摘ございました、何も議決というプロセスがなくなるんですかというご質問については、私どもは、今のようやり方での意思表示というところについて、当審議会が特段に意見を申し述べるかどうかということについての議決という形式をとって、当審議会の役割を果たすということに今後はしたく存じます。

ということで、本案件につきましては、特段に実施機関に対して追加的な意見を申し述べるというべきだというご提案等はなかったというふうに、私、議長として理解いたします。そのまあとめにご異議がなければ、採決に及ばず、本件については報告を承ったということで終わりにしたいと思います、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長 ありがとうございます。では、そのようにいたします。ありがとうございます。

引き続きまして、いわゆる報告事項、個別の報告事項ではなくて、制度運用その他、全般に関する事柄としての報告事項に入ります。

まず、資料3、認定調査委託事業者調査による介護保険認定調査票の一部紛失事故につきまして、介護保険課長より報告をいただきます。

まだ移動中でございますので、ちょっとお待ちください。

お待たせいたしました。

すみません、入れ替えの間に介護保険課長のご紹介を既に済ませてしまいましたので、よろしければ、ご報告を、早速、お願いいたします。

○介護保険課長 では、次第の方の2番、報告事項の1、(2)個人情報に係る事故についてのご報告です。

資料3番、「認定調査委託事業者調査員による介護保険認定調査票の一部の紛失事故について」をご覧くださいと存じます。

1です。事故の概要でございます。

区で実施しております介護保険の認定調査の委託事業者において、個人情報の紛失事故が発生したものでございます。

発生の日時は去る令和5年5月2日、午前11時30分ごろでございました。なお、このたびの個人情報の対象者は1名分でございました。

個人情報の内容といたしましては、氏名、被保険者番号、介護必要度に関する調査への回答内容の3点でございます。

経過といたしましては、5になります。

去る5月2日火曜日でございますが、介護保険認定調査委託事業者の調査員が認定調査票というものを区へ提出に向かう途中、強風により自転車が転倒いたしました。この際、自転車の前かごに保管してあったかばんの口が既に開いていた。この中から認定調査票と言われる7枚が飛び出したものでございます。この際、3枚は回収しましたが、残りの4枚は風にあおられ、飛ばされて紛失したものでございます。

当該調査員が付近を、引き続き、捜査をしましたが、見つからず、この際、最寄りの交番に遺失物届を提出いたしております。

この際、同日に、事業所と当該調査員から、板橋区に対し事故の報告が到来している状況です。

この経過を踏まえまして、発生の原因として、6でございます。

まず、自転車が倒れてしまうという強風の中、無理に自転車で乗車し、転倒させてしまったことに原因があろうかと認識しているところです。

二つ目としましては、個人情報に関わる書類の管理が、やはりかばんの中のふたなどをしなかったといったことなどの管理が適切に行われていなかったものと認識しております。

三つ目としては、やはりこのような形に至ってしまった委託事業者の個人情報の保護の遵守について、区の指導が不足していたものと認識しているところでございます。

この際の事故後の対応でございます。7です。

対象者への経緯の説明と、謝罪を既に行っております。

また、紛失した認定調査票の4枚につきましては、調査員が調査時に記したメモにより再現を行っております。書類の提出が行われておりますので、対象となる方の不利益は生じておりません。

これらを踏まえまして、今後の再発防止策、10点ほど挙げさせていただいております。

まず、完成した調査票を区に持参する際は、まず、調査票のホチキス留めを行う。

今回、ホチキス留めがされておりましたので、まとめてホチキス留めを行って、バインダーなどに挟み、散逸を防ぐ。

また、ファスナーや留め具つきのバックに入れて、窓口に到着するまでこれらは開披しないことを徹底させる考えでございます。

二つ目には、盗難や散逸のないように、かばんは肩ひもで斜め掛けなどをするようにして、体から離さないように留意し、前かごに投入する場合にも、かごにカバーをつけるなどの対策を行うように徹底いたします。

三つ目の、調査時は、調査票の原本ではなく、個人情報などを極力なくした白紙の下書き用紙などを使用しまして、個人情報の持ち出しを最小限にし、もしこれが散逸しても第三者が見て個人を特定できない範囲の記載とするように、工程も考えていくところです。

四つ目には、万が一、事故が発生した場合、直ちに区に報告するとともに、事故の詳細を書面で提出するよう徹底いたします。

五つ目でございます。介護保険の認定調査委託を受託する調査員の登録がございます。

区内178事業所ございますが、事故状況と、これまで申し上げた再発防止策を改めて周知徹底し、注意喚起を行ったところでございます。

六つ目でございます。介護保険の認定調査の委託を受託するために必須となっております認定調査員の新規研修におきまして、裏面に続きます、個人情報の適切な取り扱いについて改めて周知を行っていくところです。

また、介護保険の認定調査員に向けて、年1回程度、随時、認定調査員の現任研修とい

ったものを行っておりますが、この開催案内と併せまして、改めて個人情報の取り扱いについて記載して、注意を喚起するところがございます。

また、この研修にやむを得ず参加できない事業所においても周知をするように図っていくところです。

8番目になります。新規・現任両研修のテキストに個人情報の取り扱いについても改めて掲載しまして、意識を持っていただくように図っていくところです。

続きまして、九つ目としては、調査員の登録に際しましては、改めて個人情報の取り扱いについて、チェックリスト等を用いて理解を確認した上で、登録の手続を行うようにしていくところがございます。

最後になりますが、定期的に区が情報提供等を目的として、集団指導といったものを持っております。これに際しまして、居宅支援の事業所に対して、個人情報の取り扱いについて、事件事例なども示しつつ、周知徹底をしていくところがございます。

また、最後にもこちらの方を記載しておりますが、去る6月20日に改めて立入調査を実施いたしました。事業者の代表者を含め3名に対して、事故後の対応や再発防止策の状況等をヒアリングするとともに、事故再発防止に向けた指導を行ったところがございます。

また、こちらの認定調査などは紙を用いた実施が多うございますが、今後、DX化なども踏まえて、モバイル端末機での画面入力など、そういったものの実現に向けた検討も進めていく考えでございます。

以上、雑駁でございますが、概要のご報告でございます。

○会長 ありがとうございます。それでは、本件につきまして、ご質問、ご意見を承ります。

内田委員、どうぞ。

○内田委員 よろしくお願ひします。初めに、認定調査票そのものについてお聞きしたいんですけども、どのようなものなのか、ご説明いただけますか。

○介護保険課長 こちらの方が、まず、冒頭に、これはOCRで処理するような用紙なんですけど、お名前でしたり、調査の対象者、調査をした人、調査される人、あとは現状の病状の確認でしたり、あとは麻痺の状況であったり、そういったものが一覧表になっている、その該当する事項にチェックをつけていくという書式になっております。

最後の方には、文章で、例えば身体機能の状況であったり、生活機能、週に何回、どこそこの買い物に行っているとか、そういったものを書くような用紙となっております。

○内田委員 ありがとうございます。その情報を対象者の方から聞き取ったものを調査員の方が、板橋区に情報共有というか、それを提出するという流れという認識でよろしいでしょうか。

○介護保険課長 はい、そのとおりでございます。この調査票を基に、認定審査会というのにかけて、その後、認定度、要介護1でしたり、要支援でありましたり、そういったものを出していくという流れの中における書式でございます。

○内田委員 続けて……。

○会長 どうぞ続けてください。

○内田委員 DXの話もありましたけれども、現状、紙で行う理由というのはどこにあるんでしょうか。

○介護保険課長 この介護事業所という、なかなかIT化が難しいところで、ほぼほぼ過半数以上の事業者さんが今でも紙でやっているという状況でございます。また、これの電子的な処理というのは、システムとしては存在するんですが、まだまだ普及が進んでいないということで、今後の介護保険事業に際しましても、こういったIT機器の周知でありましたり、普及でありましたり、そういったことも、引き続き、考えていくところです。

また、介護認定システムとの関連もございますので、リプレイスなどを、介護保険システムのリプレイスなどに際して、また普及が図れるかどうかというのも、引き続き、検討していく考えでございます。

○内田委員 ありがとうございます。

では、続けて、事故後の対応や再発防止策について触れていきたいかと思うんですけれども、細かく再発防止策として、バッグは肩ひも、斜め掛け等々、対策が書かれていますけれども、この対策を考えられる前の段階といいますか、この事故が起きた時点では、かばんについての特段の指定というのはあったんでしょうか。

○介護保険課長 こちらは、ご指摘のとおり、再々、こういったかばんは口を開けないようにしたり、そういったご指導というのはしてきたんですが、ちょっと、今回、事業者さんが怠られたというのが率直な状況でございますので、改めて周知徹底をしていくところでございます。

○内田委員 分かりました。事故後の対応の(2)で、紛失した4枚について、「調査員が調査時に記したメモによって再現し」という、このメモについての取り扱いルールは決まっていますか。

○介護保険課長 はい。こちらの方は、具体的に取り決めというものはございませんが、個人情報に関わるような、例えば名前を書いて内容を記したものであれば、当然に破砕処理なり、そういった形で、漏洩しないようにというのは常日ごろの業務の中からお願いをしているところでございます。

○内田委員 そうですね。これ、「メモにより再現し」ということが書いてあって、これは再現できるなら同等レベルのものなのではないかなと私は思うんですけども、これについてのお考えをお聞かせください。

○介護保険課長 今回はやはりお名前等の突合をして作られたというふうに伺っております。その後は、これについては、今回は紛失等は起きていないということで、再現した後、適正に管理していただくように、改めて現時点の立入調査などをお願いしたところでございます。

○内田委員 今回、ルールが決まっていない、メモに関して特段ないということなんですけど、やっぱり再現できてしまうというのは、認定調査票と同レベルの緊張感を持って扱わなければいけないのではないかなと私は考えまして、再発防止策の（３）のところに、再発防止策として、調査時は原本じゃなく、白紙の下書きを使ってということなんですけれども、結局、今回、最終的にその原本を板橋区に提出するときの事故であるのであれば、再現する段階で、それに近い票が、用紙が二つになるということでもあると思うんですね。これについて、防止策になるのかなというところが少し解釈が難しかったんですけども、ご説明いただいてもよろしいですか。

○介護保険課長 このたびの事故は完成した認定調査票を区に提出に来る段階でなくされたという状況でございます。また、事業所に戻って、事業所に保管していたメモによって再現されたというふうな認識でございますので、今回のこのメモの管理につきましては問題はなかったかなというところでございます。

完成した認定調査票を風に舞わせてしまったというところに非常に問題があるという認識でございました。でございますので、今後もこのメモの取り扱いにつきましては、継続的に、適正な保管ができるように、改めてまた周知徹底なども図っていくというところと、また、認定調査時の下書きにつきましても、記名の方法でありましたり、個人情報を記載しないことなどを改めて徹底していく考えでございます。

○内田委員 最後に、じゃあ、意見だけなんですけれども。

○会長 どうぞ。

○内田委員 紙でやっていかなければならない状況というのは、今の現状のお話を伺うと仕方がないのかなというふうに感じております。

最終的な提出の段階と、ヒアリングをして作成する前の段階、メモですよね、この段階でも紙に情報を記すという、ほぼ再現ができてしまうというのであれば、同じようなレベルで配慮が必要なのではないかなというふうに私は感じておりました。

ですので、その紙に書いてあるものを運んでいる状況という点では、メモであろうが、最終的な提出する形であろうが、変わりはなく、注意を払っていただく必要があるかなと思いますので、ぜひ、それはご指摘して、注意していただければなというふうに思います。ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。他、いかがでございましょうか。

じゃあ、順番に、今度はそちらの方にしましょうか。

じゃあ、高野委員からお願いします。

○高野委員 よろしく願いいたします。再発防止策のところ、(1)で、持参する場合は、ホチキス留めをしたり、バインダー等に挟むということが書いてあるんですけども、私ども民生委員は高齢者の調査をしております、個人情報を持ち歩いて調査を实はします。

その場合は、もう本当に風で飛ぶことは全くないように、穴を開け、穴で紐で縛り、縛ったものをバインダーでさらに挟んでという形で持ち運びをしております。

ですので、あるいは、こういった提出する場合など、専用のバインダーというものをお作りになって、そして、それに挟んで、きちんと持てば、風で舞うようなことはないのではないかなと思いましたので、いかがでしょうか。

○介護保険課長 ご指摘ありがとうございます。こういった作業工程の見直しでしたり、保持方法の検討も併せて進めていく考えでございます。ありがとうございます。

○高野委員 それから、もう一点ですけれども、再発防止の(8)で、「新規・現認両研修のテキストに個人情報の取り扱いについて掲載し」ということなのですが、これは今までは掲載されていなかったのでしょうか。

○介護保険課長 こちらの方は従来から掲載はしておりましたが、改めて内容等を再検討しまして、なおかつ今回の事例を踏まえた上で、徹底するように改定を図るところでございます。

○河野委員 分かりました。ありがとうございました。

○会長 ありがとうございます、高野委員。

じゃあ、どうぞ、河野委員。

○河野委員 この発生原因とかを書きいただくと、ルールがあったんだけど守られていなかった件と、ちょっとルールとか決まりが足りなくて、それを追加しなきゃいけない件というのを分けて書きいただくと、私たちが見たときに分かりやすいかなと思いました。

それから、実際、私も実家の両親と嫁ぎ先の両親、色々介護保険のお世話になっていて、実際に現場に当たっている方々の、結構、年齢が高くて、デジタル端末とかをみんな上手に使うことも難しいし、本当にたくさんの方が関わっていて、紙を使わなきゃいけないというのはしばらく続くんだろうという気はしております。

この指導させていただいているという話なんですけれども、私がこの委員会に出席させていただいて、この風で飛ばされましたというのはすごく多いんですね。なので、例えばですが、実際に個人情報を現場で持ち歩く方々で起きている事故のベスト3とか、何かそういうものを分かりやすくぼんと出すと、ルールを読むと、当たり前のことが多分書いてあって、「はい」と読んで、何となく右から左に抜けちゃうものが、実際にこういう事故がベスト3で、この5年で何件ありましたとかというのがぼんと前にあると、何となく見る方が心に残るかなというふうに思ったので、もしそういうことができたらいかなと思いました。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

最後の点について、ちょっと区政情報課長からコメントいただけますか。

○区政情報課長 はい。委員、ありがとうございました。

今お話ししたような、こういった、例えばルール化されているのにも関わらず、それが守られていないだとか、ルール化されていないところをルール化していく、そういった研究も含めて、全ての所属において、個人情報を取り扱う所属においては同じ課題を持っているとみなして、区政情報課は、その共有であるだとか、課題認識、そういったものの意識を高めていくというのは大きな使命であると思っております。

例えば、端末に、開いたときに情報共有する画面が出ます。そういった場面を使ってアピールするなど、そういったことで意識醸成には努めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○会長 じゃあ、浅野委員、どうぞ。

○浅野委員 非常に再発防止策もたくさん考えられていて、お忙しい中、大変すばらしいなと思うんですけど、この板橋区の方で委託されているということは、最終的な責任というのは板橋区にあるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○介護保険課長 介護保険課長です。はい。ご指摘のとおり、最終的には区の方に責任は帰するものと認識しております。

○浅野委員 それをちょっとお聞きした上で伺いたかったんですけども、大変再発防止策の方で色々なご指導の方法というのを考えられているかと思うんですが、このご指導された内容が守られているかのチェックといたしますか、ちょっと178事業所ということでかなり数が多いとは思いますが、これに対して、区としての監査や定期的な抜き打ちチェックといたしますか、そういったものというのは実施を現在はされているのでしょうか。

○介護保険課長 現状では、具体的にいついつ行うとか、そういった取り決めといったものは持っておりませんが、こういった事故が発生してしまったということを踏まえて、今後、随時、例えば抜き打ちで調査でありましたり、現地の調査なども行っていく必要性は認識しておるところです。

あとは、課内にもこういったところを専門にやっている、事業者の指導を行うようなところもございますので、こことも連携して調査指導を行っていくところがございます。

○浅野委員 最後に、私の方から、ただのこれは感想というか、意見なんですけれど、私の方がやっている会社の方で、建築業の会社をやっているんですけど、そういった場合は、委託されている業者同士で色々委員会を作りまして、何というんですかね、発注元の手を煩わせない形で、自分たちで改善活動を常にしていこうというような集まりがあるんですけど、そういった場で、先ほどもご意見がありましたように、何か自分たちの間で、事故までには至らなくても事故につながりそうだったような事例というのを、ヒヤリハットの事例集などを作りまして共有して、そうしますと、先ほどもありましたように、ルールをただ文面として読むよりも、こんなことがあったんだということで、はっとするという機会が非常に歯止めとしては効果が高いと思いますので、そういったことも進めていただけると、ますます安心かなと思いましたので、ただ、一意見として申し上げます。

○会長 ありがとうございます。

じゃあ、どうぞ、委員。

○おばた委員 まず、ちょっと実態として、現地で調査をして、それで事業所という、今

この文面から見ると、事業所で調査票を原本に書いて、それで完成したものを区に持っていくというようなオペレーションなのかなと思うんですけども、実態としてこれを行っているのか、やはり調査の場所で原本を書いた方が間違いがないのかなというふうにも思うんですけども、この辺は、実際はどういうふうな運用をなさっているのでしょうか。

○介護保険課長 こちらの方は、やはり現地で調査票を作るといった事業者さんもいると思いますが、当該例の場合は、メモを作った上で、事務所の方でメモを基に調査票を作成されたというふうに伺っております。

今回は、現地に臨んでの調査でございますので、もうお時間も限られている。調査に1時間ぐらいかかって、後々、この調査票としての作成に三、四時間ぐらいかかったというふうに、その後、調査でも伺ったところです。

○おばた委員 続けてなんですけれども、一般的な話、この件かどうかは、この178事業者の中で、要するに1日にその調査をされるのが何件にもわたるのか、1件確認して、事業所に戻って書いてということをお繰り返すのか。

なぜなら、その下書きが白で個人が特定できないというので、Aさんと、Bさんと、Cさんと3人調査して、いざ帰ってきたら、これはどれだったんだろうということにならないのかなということを確認したいんですけれども。

○介護保険課長 調査を行う事業所の規模も大から小までかなりございます。当該事業所の場合はかなり小規模に属するもので、これ1件だけを調査して、また事務所で書かれたというような状況かと認識しておりますが、中には、やはり大量に、1日複数件やって、持ち帰ってやっているといった事業所もあろうかと思われま。

事業所によって、かなり規模は異なってくるというふうに認識しております。

○おばた委員 分かりました。そうすると、この再発防止策、この3についてなんです、別の委員の方も、この白紙の下書きというものの意味合いというところがどうなのかというご意見もあったかなと思うんですが、現実的に、この調査の方々も多分お忙しい中で、この3という再発防止策が現実的に取れるものなのかということに少し疑問を感じました。

現地で、今回の事例で言えば、再発防止策の1や2をしっかりと適切に対応したり、別の委員がおっしゃったような、ファイリングをするだとか、しっかりファスナーを体にくくりつけるだとか、そういった様々な策をとることによって対処ができるのかなというふうにも思いますので、作業をしていただく方々の作業負担を、過度に作業をして、過度にセキュリティの事故を防ぐということで白紙のものを持っていけということと、対策を取

ることによって効率化を図るといのは相反する部分もあると思いますので、その効率化というところについてはよく検討していただいた方がいいんじゃないかなと私自身は思いましたので、ご意見として申し上げておきます。

○会長 ありがとうございます。

今、複数の委員から、この(3)の再発防止策についてはご意見があったところですが、一般論として言えば、個人情報セキュアな管理状態から外へ出さないというのは第一の当然に取るべき施策ということは間違いがありませんので、その点と、各事業者ごとの運用の違いといったようなもの、セキュリティリスクというものがかえって高まることのないようにというご指摘としてまとめさせていただいた上で、介護保険課においてはさらにご検討いただければというふうに思います。

他にございますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○会長 それでは、本件につきましては、ご報告を承ったということにたく存じます。ありがとうございました。

続きまして、今度は資料の4になります。令和4年度、昨年度でございます、情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況について。これは事務局から報告をいただきます。

○区政情報課長 区政情報課から、ご説明をいたします。

資料4に基づきまして、ご報告をさせていただきます。

こちらは当会議体に関係する制度全体を概観できる資料の数値の内容となっております。順に、ご説明をさせていただきます。

まず、1ページ目をご覧ください。

こちらは令和4年度の情報公開制度の実施状況でございます。

最初の1、公文書公開請求の処理状況でございます。

こちら請求の件数、人数をご覧ください。

2、313件、1,508人の請求がございました。

傾向としましては、人数、係数ともに、冒頭、区長からの挨拶にもありましたとおり、増えております。

3年度に比べて、件数にして345件の増、人数にして97人の増が見受けられます。

続いて、決定状況、右のスペースになります。説明いたします。

こちら2、313件の公開請求のうち、55件につきましては、何らかの理由に基づい

て公開をしておらないというものです。

非公開となったものでは、その内容として、例えば施設の図面など、特定の事業者情報に関するもの、あるいは、事業計画を維持するためなどで、行政運営情報に関係するものなどが非公開となっております。

また、件数が多かったものでは、不存在32件がございます。

こちらは、区の議事録の公開請求について、その報告自体がなかったものだとか、文章保存年限を過ぎて廃棄された理由によるものがございました。

続いて、存否応答拒否2件がございます。これは公文書が存在しているか否かを答えるということでその情報があることを公開していることになってしまう場合などで、文書の存在を明らかにしないで公開請求を拒否するというものでございます。

取り下げの12件についてです。

こちら公開決定後に不要となったと連絡が入ったもので、事業者などが請求する図面などに多いケースでございます。

2段目をご覧ください。

公開方法に関するもので、写しの交付枚数1万2,732枚となっております。

こちら、前年度に比べて1,921枚増となっております。

続いて、2をご覧ください。

公文書公開請求の種類別件数についてです。

これはご覧のとおりでございまして、中ほどの住環境に関する情報、それから、こちら中高層建築物の標識設置等届処理簿などがございます。

1,454件と突出して多くなっております。これは令和3年度、1,109件ですので、345件の増。こちらは社会経済の動きを反映して、建築業、あるいはサービス業関係事業者の書類等に伴う請求増が見受けられるものと推察されます。

3をご覧ください。

請求件数の推移でございます。昨年度、この10年で最も多い公開請求がございました。

2でも触れましたが、住環境に関する情報の中高層建築物の標識設置等届処理簿や位置指定道路の位置確認図、さらに保健衛生に関する情報として、飲食業関係の許認可処理簿また、理容室・美容室の一覧など、建築業やサービス業の届け出に関する公開請求が伸びたものと考えられます。

続きまして、おめくりいただいて、2ページでございます。

こちらは個人情報保護制度の実施状況となります。

1、自己情報等開示等請求の処理状況についてです。

こちらは、398件、175人から請求がございました。昨年度は365件でしたので、33件の若干の増となっております。

主なものは、決定状況の中で不開示となったものでは、不存在90件、住民票や印鑑証明書等の自己開示請求などがございました。

続いて、2番でございます。自己情報開示等請求者の区分人数でございます。

自己情報開示等請求者の区分人数については、175人となっております。

本人から出されたものが107件、代理人によるものが68件となっております。

続いて、3です。自己情報開示等請求等の種類別件数です。

2段目の福祉に関する業務が最も多くなっております。介護保険認定調査票、あるいは主治医意見書などの請求が多くなっております。

続いて、4をご覧ください。請求件数の推移です。

平成30年度、翌年の令和元年度は減少しておりましたが、令和2年度以降、増加傾向となっております。

続いて、3ページでございます。

5、個人情報業務登録の状況です。

本年3月31日現在で、区政全体で個人情報を扱う業務で登録しているものを所属別、また、区分別に一覧としたものでございます。

個人情報業務登録届け出の状況で、ここから18ページまでのページ数を使ってまとめておるものでございます。

4ページ、5ページには、6-1としまして外部委託について、6ページに、6-2としまして目的外利用、7ページ、8ページに、6-3としまして外部提供について、また、9ページ、10ページは、6-4、電算記録と、状況によってまとめております。

11ページから18ページは、4年度に新たに登録されたもの、あるいは変更したものの一覧となっております。

最後の6-5、その他としてまとめておりますのは、変更。変更は組織改正による変更であるとか、事業変更による廃止などによるものがその内容となっております。

最後に、19ページをご覧ください。

7でございます。こちらは特定個人情報等事務登録の状況でございます。

板橋区個人番号及び特定個人情報の取り扱いに関する条例に基づき登録している事務ごとの状況です。マイナンバー利用に係る事務について管理する事業の一覧となっております。

雑駁ではございますが、説明については以上でございます。

○会長 どうもありがとうございました。

令和4年度の情報公開制度と個人情報保護制度の運用実態を計数的にご紹介いただくということをいたしました。ご質問、ご意見等ございましたらお受けいたします。

どうぞ、小林委員。

○小林委員 こんなことまで聞いていいのかと思いながら、1ページに区議会に関する情報公開の要求をされていますけども、区議会は割と本会議も委員会の記録も、全部、インターネット公開もしているし、どんなものが個別に情報公開の請求の対象になっているのかなというのをちょっとお聞きしたいなと思いました。

○会長 区政情報課長、お分かりになりますか。

○区政情報課長 区政情報課長からご説明いたします。

1ページ目の公文書公開の種別別件数の中での区議会に関する情報について。

こちら、議会の議事録などの公開請求が多くなっております。

また、こちらはホームページでもすぐに閲覧できるような環境にもなっておりますので、そういったところと併せて、区民の方は請求されているのかなと推察されます。

○小林委員 じゃあ、それはホームページで見られるものだけでも、やはり公開請求もされているというふうに理解しました。

それから、7ページの総務課が行っている外部提供で、ちょっと突然こっちへ行っちゃいますけど、防衛省から求められている自衛官の募集の情報がありますけれども、これは適用根拠は、他は事前一括となっておりますが、これは審議会というふうになっているんですけど、前は、住民基本台帳の閲覧というのをやっていたと思いますが、この法が変わったりして、何か手続的に変わっていることがあるんでしょうか。ちょっと教えていただければなと思っています。

○会長 課長。はい、どうぞ。

○区政情報課長 区政情報課長です。こちら、審議会となっておりますのは、当審議会において審議を経たといったところを示しているものでございます。そこでの、昨年度ですので、前の制度での運用でございましたので、ここでの諮問を経ての審議というお届けになって

いる意味を示しておるものでございます。

○会長 小林委員、どうぞ。

○小林委員 それで、その自衛官の募集についてのやり方というのかな、取り扱い方ですか、基本住民基本台帳の閲覧というだけではなく、何か個人情報保護法の変更によって取り扱いが変わったりしていることがあるんでしょうか。

○会長 課長。

○区政情報課長 区政情報課です。直接、取り扱いが変わるといような内容ではございません。

○会長 小林委員。

○小林委員 これは要望になりますけども、個人情報の取り扱いの外部提供についての、この手引きなどを見ますと、本人の同意を得た上で行うべきもの、特に外部のものについては、そういうものが基本にあるべきだというようなことが書いてありますので、去年の自衛官のこの募集も、区の広報に、欲しくない人は送らないでくださいと言っていただければ送りませんからということを書いてあったということはあるんですけど、区の広報に書いてあるだけでは不十分だという声もたくさん上がっていましたので、ぜひ、これはちょっと所管課からか何か、きちんと各個人に、年齢、何歳から何歳までの子供たちのところに送りますよというのが来るんでしょうから、その情報を下さいというふうに防衛省の方から来るんでしょうから、送る際には、やはり区の方できちんと各個人にそういうものが来ますよと、困る人は送らないでくださいというふうに言えるということをしきちん周知をしてあげることが必要ではないかというふうに思っておりまして、広報での周知だけでは不十分だというふうに考えておりますので、そこだけちょっと意見を言っておきたいと思えます。

○会長 ありがとうございます。

この10番の案件につきましては、当審議会におきまして、今、小林委員からご指摘がございましたところですね。従前であれば、自衛隊の方が住民基本台帳の閲覧をして、個別の住所、あるいは氏名等をメモしてお持ち帰りになったものを使っていたということに対して、取り扱いを改めたいということで、当審議会においては、事前に外部提供についてオプトアウトすることができるという制度を伴うことを条件として、これを変更することを認めるということ承認したという案件であったかと思えます。

ただいまの小林委員からのご指摘は、このオプトアウトをすることについての意思表示

の前提となる情報提供が現状では不十分ではないかというご指摘だというふうに理解いたしましたが、これにつきましては、当審議会の承認事項としては、その段階で示したものが審議会としての意思決定ということになりますので、追加的な、より強い保護措置というものは、今、委員からご意見の表明があったということ記録に残すということで、報告事項としては処理したいと考えます。

他は、いかがでございましょうか。

○小林委員 もう一つ。

○会長 どうぞ、小林委員。

○小林委員 次は8ページなんですけども、この生活支援の20番、東京都のお米クーポン事業に板橋区の臨時福祉給付金の情報を提供した、非課税の情報か何かだと思いますが、これも適用根拠というのが、事前一括ではなく、調査委員会というふうになっているんですけど、これについてもちょっとご説明いただければと思います。

○会長 これは、区政情報課長。

○区政情報課長 区政情報課からご説明いたします。

こちら、新たに事業適用に関して協議が区政情報課にあったとき、事前に調査委員会という庁内の組織において、それについて審査する機関がございまして。そこにおいて承認された事案について、このような表記となっております。

○会長 小林委員、よろしいですか。ありがとうございます。

他はよろしゅうございましょうか。

(はい)

○会長 それでは、本件につきましても、報告を承ったということで処理したく存じます。ありがとうございました。

続きまして、資料5になります。令和4年度特定個人情報保護評価書の変更状況につきまして、事務局からご説明いただきます。

区政情報課長、お願いいたします。

○区政情報課長 令和4年度に実施しました特定個人情報保護評価書の変更状況についてご説明をいたします。

この報告は、マイナンバー利用事務について、適正な管理についてを確認していただくという趣旨のものでございます。

1、特定個人情報保護評価書の年1回の見直しによる変更。

こちら、変更内容は3種類ございます。

(1) 令和4年度マイナンバー利用事務・しきい値判断の見直しです。

これは、マイナンバー利用事務の概数、しきい値を判断するための対象者数、それから、取り扱い者数、職員等の再精査をするものです。

基準年月日を令和4年4月1日に変更するものです。

すなわち対象者数については、4年4月1日の対象の人口に基づく人数、また、取り扱い者数は、マイナンバー事務を担う職員の人数がこれに当たります。

職員については、区職員の他、委託先等の人数も含まれてございます。

(2) です。組織改正に伴う担当部署連絡先の記載変更、これを示したものでございます。区組織の改編であるだとか、名称変更などにより変更したものが表されております。

(3) 事務内容の精査等による表記の変更でございます。

続いて、2、その他の理由による変更です。

(1) こちらマイナンバー利用事務に関して適正な管理をするための全項目評価書10万人のしきい値を超えるケースを指しますが、それを作成することについて、情報の消去方法、更新があったことに伴う変更が示されたものでございます。

続いて、(2) から(5) につきまして、それぞれ記載の事務について、利用事務が追加されたことによる変更でございます。

一覧表、下の表ですね、一番右に対応する項目を併記してございます。ご確認いただければと思います。

一つ例を挙げて、ご説明をさせていただきます。

左端の評価番号1番の番号をご覧ください。

事務の名称は「住民基本台帳に関する事務」。こちらの中ほどには「令和4年度しきい値判断」というふうに書かれております。こちら対象者数56万7,091人。こちら板橋区民の人口でございます。ここで取り扱い者数260となっております。これは、この業務に携わっている区職員の人数を表しております。正規職員の他に、会計年度任用職員なども含んでいる数字でございます。

項目1の(1) に丸がついています。

項目2では、2-1となっておりますので、全項目評価書の記載例の更新による変更があったことを示しています。

このように、事務ごとに変更のあったものを一覧として評価書番号ごとに表しているの

が今回の資料5の全体像となっております。

ご説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ということでございまして、必ずマイナンバーを使った事務のあり方については、経常的に、時間の経過とともに状況が変わってまいりますので、それをチェックし続けるということをしてございまして、その報告ということでございます。

何か、ご質問がございましたら、お受けします。これは。

どうぞ、小林委員。

○小林委員 これに沿っての質問ですと、14番の予防接種に関するものが一番対象人数が多く、70万人となっております、ここに2-3、(3)で委託先の追加などの変更となっておりますが、この経過などをちょっとご説明いただきたいのと、あとは、やはりマイナンバーに係ることなんで、この間、国の方の混乱がかなりたくさん報道されておりますので、板橋区の方での対応で、何かご報告いただけるものがないのかどうか、そこはお聞きしたいと思います。

○会長 じゃあ、今の2点、区政情報課長、お願いします。

○区政情報課長 区政情報課長です。まず、後者の方にごございましたマイナンバーカード等の事務の件につきましては、今、まさに課題が色々検討されているような状況の中でございますので、十分注視していく必要があるのかなと思いますので、そういったところを十分に配慮しながら、また、現場では既に個人情報も含めて動いていくものでございますので、そういったところは留意してまいりたいと、注意しておるところでございます。

それから、前段にごございました評価書番号14番の部分につきましては、2の(3)がこれに該当するものになってございまして、もともと業務としては委託業務で運営はされていたところなんですけども、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニエンスストアでの交付の実施に伴う主要システム委託先の追加による変更ということで、しきい値の数値的にも大きく拡大したものでございますが、令和4年度4月1日付の変更での内容となっております。

○会長 小林委員、追加の質問はありますか。

○小林委員 じゃあ、今のシステムとか、コンビニ交付の実施に伴う使用システム委託先の追加などの変更があったというふうに書いてあるので、何がどのように変更したのかなというのを聞けるのかなと思いましたが、それは所管でないと分からないのかなと今思

いましたので、分かりました。何か、そういうシステム変更があったんだというふうに理解しました。

マイナンバーの混乱の方につきまして、私はぜひ区で相談窓口でも作っていただきたいなというふうに思っております。個人情報保護審とは関係ないかもしれませんが、個々にはかなり泣き寝入りしている方とか、いろんなお話を聞きますので、何か区としての相談窓口をしっかりと作っていただきたいということも要望しておきたいと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。今ご指摘がございました、括弧つきの表現かもしれませんが、「泣き寝入り」とおっしゃられた個別案件は、当保護審と関係ない案件ではありませんので、当区において、いわゆるコンビニ交付のエラー等々の対象事業者との契約があるというふうに私は認識していなかったのですけれども、区において、何かそういった事故が既に発生しているということでしょうか。

○小林委員 私が個人的に相談を受けている方で、就学援助の手続をするのに、コンビニで交付したら違う人が出てきたというのがあったんです。

区の方は、今まで、板橋は富士通ではないので、そういうのは多分ないし、区民からも特にないというふうに伺っていたものですから、ちょっとびっくりして、そういう方もいらっしゃるんだなということをちょっと紹介しておきたかったです。

それ以上の確認ができていないので、区として業者が違うから大丈夫と思っていたら、実は違うこともあるということをお伝えしておきたいなと思ったんです。

以上です。

○会長 大変貴重な情報提供をありがとうございました。

区政情報課、あるいは、これはシステム関係の方では把握しておられる案件でしょうか。

はい、どうぞ。IT推進課長、お願いします。

○IT推進課長 板橋区のコンビニ交付については、話題になっている富士通とはまた別の会社になっていまして、話題になっていた、後の方の方が先に出てきてしまうような事象というのはないという形で、システム上の調査の終了をしております。

今、小林委員からおっしゃられた内容については、私はちょっと話としては聞いておらず、どういった状況だったのか分からないというのが実情です。

○会長 小林委員、どうぞ。

○小林委員 それは個別案件なので、個別の方の事情もちょっとよく私は聞けないうまいけ

ないなと思いました。聞いて、また情報をお届けしたいと思います。

あとは、医療機関などのことはちょっと区は直接分からないことがあるのかもしれませんが、ぜひ情報をつかんでいただきたいなと思っています。

○会長 区政情報課長。

○区政情報課長 今、小林委員からありました相談につきまして、区政情報課に対して相談があったことはございません。つけ加えます。

○会長 分かりました。ありがとうございます。

ご案内のように、個人情報の名寄せコードとしての、いわゆるマイナンバー自体とマイナンバーカードの仕組みというものは重複している部分とそれぞれ独立している部分がございます。様々な問題が今発生しているうちのマイナンバーカード関連の事案が非常に多く報道されているところだと思います。

こういったことにつきましては、今の各論的なご指摘というものは、当審議会が直接に調査をし、あるいは個別に対応するというべき案件ではもちろんないわけですが、区における個人情報保護、とりわけ特定個人情報の保護についてのリスク検出の窓口の一つとして、当審議会の構成員の方々がお持ちの情報というものを開示いただくということは当審議会としては意味のあることだと思いますので、ご発言を特段にお願いいたしました。

区としては、本件については、個別案件としては認識しておられないということでございますので、これにつきましては、区民の方に混乱、あるいは不利益というものがあっては当然ならないわけですから、実施機関の観点から、この点について、それがどのようなお申し出であったのかを含めて、適切な対応というものがなされるようお願いしたいと思います。

これは当審議会からのお願いというよりも、一般論として、そういうふうなことが当然なされるべきだと思いますので、ぜひお答えをお願いしたいと思います。

高木委員、お願いします。

○高木委員 関連で、この内容とあれですけれども、私はマイナンバーカードを取って、ただ持っているだけです。

それで、我々年寄りになると、どういう次にアクションを起こしていいのか、健康保険証は僕は紙で持っていますけれども、どれぐらい結び付くのか、何らか私はしなくちゃいけないのかとか、そういうところ分からないんですね。周りからも聞かれているんですが、

分からない。

何か、広報のときに、板橋が広報を出しますけれども、こういうアクションをお取りなさいよというようなことを書いてくださると非常にいいと思いますが、これは要望ですけれども、今のところ、何もしなくても健康保険証と一緒になっちゃうんですかね。

素朴な質問でちょっと本題からあれになっちゃって、あれですけれども。

○会長 ありがとうございます。その辺りはちょっと個人情報、とりわけ特定個人情報自体ではありませんけれども、それと関連する制度ということでもありますので、少し区政情報課においてご検討いただく機会があればというふうに思います。

課長から、特段のご発言ありますか。

○区政情報課長 区政情報課です。戸籍住民課等、関連する所管において、マイナンバーカードの管理業務であるとか、それから、区民に対する発出についても管理しておるところでございます。

そういったところ、今、審議会でもいただいたご意見を踏まえて、共有した上で、管理してまいりたいと考えております。貴重なご意見だと思います。ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきましては、今、情報提供もいただきましたことを含めて、ご報告を承ったというふうにしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次、本日の報告事項としては、これが最後になろうかと存じます。

情報公開及び個人情報保護審査会の答申について、事務局から報告をいただきます。

お願いします。

○区政情報課長 ご説明いたします。資料6-1及び6-2を続けてご説明いたします。

本審議会の他、区では個人情報保護審査会という会議体を設けてございます。情報公開請求に基づきまして、開示された処分について、審査請求が出されたものの今回は報告でございます。審査会はその請求について審議をいただく会議となっております。

まず、6-1でございます。

こちら、区職員が自身の人事評価に関する公文書公開請求をし、これに対して板橋区長が行った公文書存否応答拒否決定処分、これに対する審査請求があったというものでございます。

2で、処分の内容についてご確認させていただきます。

区職員としての、わたくし〇〇、こちら職員の名前が入っております。「人事評価」関

係、「勤務評定」、「主任主事や係長」試験その他昇任・昇給にかかる評価的なメモ類を含む。なお、廃棄年度に関わらず現存する文章・メモ類全ての公文書公開請求に対し、処分庁は令和3年11月30日付で処分を行ったというものです。

この処分は、先ほど申し上げたとおり、公文書存否応答拒否決定でございます。

それをした理由としましては、公文書の存否を明らかにすることで、この職員の非公開とする情報、いわゆる個人情報とは公開することになるといったことを理由に、存否応答拒否という決定をしたものでございます。

それに対して、審査請求者については、これに示す次の請求をしております。

一つ、取り消すとの採決を求める。

二つ、取り消した上で、本件処分を公文書非公開決定処分に変更するとの裁決を求めるというものでございました。

これについて、令和4年9月5日に諮問を受けて、審査を審査会で行いました

5番、審査会の結論とその理由についてご説明いたします。

結論としましては、記載のとおりでございます。

処分庁が審査請求人に対して行った公文書公開請求に対する本件処分とした判断は妥当であり、これを維持するというものです。

理由についてです。審査の対象を整理しております。

本件請求文書は、区職員である〇〇の人事評価関係に関する文書やメモ類全てということで、文書の特定について争いはないところです。

処分庁は、東京都板橋区情報公開条例第8条に該当するとして、本件請求文書の存否を明らかにしないで拒否する本件処分を行いました。

これに対して、審査請求人は、区職員である自己に関する評価表などの文書が存在するはずであるから、本件処分は取り消して、条例第8条に抵触しない限りで、非公開処分に変更するべきであるとして審査請求を行ったというものです。

当該請求は、請求人、区職員〇〇としての自己評価関係のメモ類を含めた全ての文書類の全面公開を求める旨でございます。

審査請求人は、存否応答拒否が不可能な板橋区人事評価規程第9条に基づく評価表や区職員の給与に関する条例中の勤務成績の文書類については、いずれかの区の所管部署に存在するはずであり、また、自己情報であるから、本人が開示請求をしても、第三者に対し、特定の個人の氏名等が明らかにならないと主張しております。

これに対して、処分庁は、本件文書の公開のみならず、非公開の決定でも、そうすることによって個人に関する情報を公開したことになるので、条例第8条に基づいて、本件処分を行ったというものです。そこで、審査会は本件処分が条例第8条に反しないかを判断したものです。

審査についてです。要約をご説明したいと思います。

まず、1、存否応答拒否処分の考え方についてです。

1行目からです。文書が存在するか否か自体を処分庁が明らかにしないで、公文書公開請求を拒否する処分を認めております。

それは、非公開決定をすることで、条例が非公開としている情報、条例第6条第1項を公開することになってしまい、非公開情報の保護利益が害されることを防ぐことを目的としております。

(2) 本件への適用に移ります。

2段落目です。本件請求文書には、区職員としての、上記、私〇〇、ここに名前が入っております、と記載されている。これに対して、仮に本件請求文書が存在し、処分庁が非公開の決定をした場合は、当該文書の存在が明らかになって、請求人が区の職員であることが公開されることになってしまいます。かかる情報は、条例が保護する個人に関する情報に該当する、つまり当該文書が非公開とする決定をしてしまうと、個人に関する情報を公開したことになるのであり、条例第8条の要件を満たすことになる。

3の結論でございます。よって、処分庁の条例第8条に基づく本件処分は違法ではないとなっております。

2ページ、一番下、6番です。

審査請求に対する決定でございます。板橋区長は、上記答申を受け、補正書によって補正された本件審査請求を棄却するとして、令和5年3月31日付で審査請求人に通知をしたものでございます。

資料の6-1については、以上でございます。

続いてよろしいでしょうか。

○会長 はい、お願いいたします。

○区政情報課長 続いて、6-2でございます。

こちらは、人事課が保有する「令和2年度係長職昇任能力実証の資料」の自己情報等開示等請求に関し、板橋区長が行った自己情報等記録不存在決定処分に対する審査請求の審

査の報告でございます。

2、処分の内容の本件処分の理由をご覧ください。

請求内容資料に請求人の記録情報が存在しないためとなっております。それについての審査請求です。

2項目あります。

一つは、本件処分の理由は、自己情報開示請求内容資料に審査請求人の記録情報は存在しないためとなっているが、不存在とした理由に瑕疵があると思慮される。そのため、本件処分を、その不存在とした理由を詳述した処分に変更するとの裁決を求めること。

また、この瑕疵について、区民の知る権利に関する配慮が不足していたとして謝罪を求めるといった内容が請求でございます。これを踏まえて、令和4年9月5日、諮問を受けて審査会において審査が行われました。

5、審査会の結論と理由です。

まず、結論です。処分庁が審査請求人に対して行った自己情報等開示等請求に対する本件処分とした判断は妥当であり、これを維持するとしております。

理由について、ご説明します。

審査の対象の整備からです。3行目からご覧ください。

処分庁は、本件請求文書に審査請求人に関する記録情報がないため、文書不存在として本件処分を行いました。これに対し、審査請求人は、文書不存在は認めた上で、本件処分通知書理由付記において、文書不存在の理由が明確でなく、不十分であり、したがって、本件処分が違法であるとして、その取り消しを求めております。

そこで、審査会は、本件処分での理由付記が、制度の趣旨からして、本件処分をも違法とするに至るものかを判断するとなっております。なお、争いにはなっていませんが、その前提として文書不存在が認められることは確認がされております。

続いて、審査についてです。

ページをおめくりください。

まず、1、文書の不存在についての審査です。

1、係長承認の制度。要領では対象資格者の能力を実証する方法を「部長等推薦及び人事評価」をもって行うものとしています。したがって、審査会は本件請求文書が審査請求人について、存在するかを判断する制度となっております。

2、審査請求人の記録の不存在です。

2行目をご覧ください。「しかし」以降です。審査請求人については、承認の前提をなす要件として、これらの資料がそもそも存在せず、したがって、本件請求文書は存在しない。このことは確認できたので、文書不存在の決定に違法不当な点は認められないと言っております。

次に、2番、理由不備についての審査です。

2段落目をご覧ください。条例第24条第2項は、開示請求に係る個人情報の非開示決定をしたときは、当該非開示決定の理由を付記して請求者に通知すべき義務を処分庁に課しております。

これは、非開示理由の有無について、実施機関の慎重な判断とその公正妥当を担保して、その恣意を抑制することに加えて、非開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申し立ての便宜を与える趣旨に出たものでございます。

このような理由付記制度の趣旨から、本件処分の通知文書に付記すべき理由としては、開示請求者において不存在の根拠が特定されて了知し得るものでなければならないとなっております。

本件への適用。(2)にお進みください。

そこで、本件処分での理由付記が、審査請求人の言うように、いかなる基準や理由で不存在とされたのかを知り得ず、不存在決定の本件処分まで違法にするような事後の争訟に不便を招来する程度にまで不十分であったかといえるかを検討するものです。

2行進んでいただいて、「しかし」以降です。本件処分の通知書の理由には、承認に関する資料が審査請求人自身にあっては、記録した情報が存在しないと記されています。これに審査請求人の承認に必要な記録や情報が作られておらず、したがって存在しないことを意味するのは、とりわけ職員である審査請求人には明らかであるとしております。

3ページにお進みください。結論でございます。

よって、本件処分での理由付記に違法な点はなく、したがって、本件処分は違法ではないとしております。

6番の審査請求に対する決定です。

板橋区長は、上記答申を受けまして、補正書によって補正された本件審査請求のうち、本件処分の変更を求める部分を棄却し、謝罪を求める部分を却下することとして、令和5年3月31日付で審査請求人に通知をしたものでございます。

以上、情報公開及び個人情報保護審査会の答申についてのご報告でございます。

○会長 どうもありがとうございました。

この審査会から区長に対しての答申につきましては、当審議会においては必ずご報告をいただいておりますけれども、これは、今日、たまたま改正との関係で条例の新しい条文が来ておりますけれども、審議会条例の方をご覧いただきますと、その第2条、これが所掌事項を定めておりますけれども、区長からの諮問に応じて審議、答申をするというのが新法の下でも3点ございまして、1点目が個人情報保護法施行条例の8条1項の規定によって、幾つかの限定された場合については諮問・答申というプロセスが残っているということですね。

それから、いわゆる番号法に対応する番号条例というものがあるんですけども、それに関連して、専門的知見に基づいて意見を聞くことが特に必要であるというふうに区長が認めて諮問した場合。

それから、情報公開。これにつきましては、国の情報公開法というものは関係ございまして、区の情報公開条例に基づいて我々は仕事をしているわけですが、これに関する重要事項ということについて諮問があった場合、答申するということになります。

同条の第2項は、1項は区長から諮問があって答申をするのですが、逆に、こういった事柄について、審議会の方から諮問を待たずして意見を述べるということができないという規定でございます。

そういたしますと、今回、私どもの審議会の同僚組織でございます審査会の方では、情報公開条例と個人情報保護条例に基づく具体的な不服審査を2件処理されたということでご報告をいただきました。

私たちの立場としては、この二つの審査結果について、直接、何か意見を述べる、あるいは、ここにおける審議対象とするということは適切なことではありません。当審議会はこの個別案件の処理についての権限を持っておりませんが、他方で、ここで明らかになった問題から派生して条例そのものを改正する必要があるといったようなことが発見された場合には、では、条例改正でこの問題に対応いたしましよというように区長に対して意見として申し上げるということは、当然、当審議会の役割ということになります。

そういった観点から、この審査会での個別案件につきましては、必ず当審議会にもご報告をいただいて、制度改革によって、各論的にではなく、一般的に問題に対応していくことが必要かどうかをご議論いただくということが必要であるというふうに考えているところでございます。

というわけで、ただいまご報告いただきました2件に関しまして、今のような観点から特に継続的に議論をするべきというようなご意見がございましたら、ぜひ承りたいと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○会長 私も、今回の件につきましては、簡単に言うと、ご本人に関する情報を取るのには、情報公開制度じゃなくて、個人情報保護制度を使ってねということで、個人情報保護制度を使った場合にも、今回の場合には、それが開示されなかったことについて、各論的な個別の事情に基づいて問題はないということでしたので、制度論に還元するという論点は今回は含まれていないかなというふうに私も理解いたしましたので、特段のお諮りを議長として申し上げる計画はございませんでした。

それでは、これにつきましては、そのように処理したいと考えます。ありがとうございます。

それでは、本日でございますけれども、報告事項の方も、以上で全て終わりました。

ということで、特段のご発言等がございませんようでしたら、本日の議題は以上をもって全て終了といたします。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長 ありがとうございます。それでは、事務局にお戻しいたします。

○区政情報課長 次回の審議会のご案内をいたしたいと思います。

次第の下にも記載がございますが、次回審議会は12月6日水曜日、午後2時から、14時からですね。場所は区役所6階、教育支援センターの研修室を予定しております。

正式な開催のご案内につきましては、事務局から改めて通知させていただきます。

本日はお忙しい中、ご足労いただきましてありがとうございます。

事務局からは以上でございます。

午後4時00分 閉会